

〇つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例施行規則

平成30年 1 月24日

規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例
(平成29年つくば市条例第35号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(附属機関又は懇談会等の設置等の報告)

第 2 条 附属機関又は懇談会等の庶務を担当する課等(課、室、出先機関その他これらに準ずる組織をいい、以下「担当課等」という。)の長は、附属機関が設置されたとき又は懇談会等が初めて開催されるときは、附属機関及び懇談会等設置等報告書(様式第 1 号)に附属機関の設置の根拠となる条例又は懇談会等の開催に関する規程(当該規程が定められている場合に限る。)を添えて総務部総務課長(以下「総務課長」という。)に提出するものとする。

2 担当課等の長は、前項の規定により報告した附属機関の廃止が決定したとき又は懇談会等が今後開催されないことが決定したときは、附属機関及び懇談会等廃止等報告書(様式第 2 号)により総務課長に報告するものとする。

(会議の非公開の決定に当たり勘案する事項)

第 3 条 条例第 5 条第 1 号ア及びイの規則で定める事項は、次の各号に掲げる会議の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 附属機関の会議 会議の議題、議案又は資料
- (2) 懇談会等 会議の題目又は資料

(会議開催の事前公表)

第 4 条 条例第 6 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 附属機関の会議又は懇談会等の名称
- (2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 附属機関の会議の議題又は懇談会等の題目

(5) 担当課等及び問合せ先

(6) 附属機関の会議又は懇談会等の公開又は非公開（全部又は一部の別を含む。）の別（当日に当該会議に諮り決定する場合は、その旨）

(7) 非公開の理由（附属機関の会議又は懇談会等を非公開とする場合に限る。）

(8) 当日に附属機関の会議又は懇談会等に諮り、当該会議の公開又は非公開を決定する理由（当日に当該会議に諮り決定する場合に限る。）

(9) 傍聴することができる者の数（附属機関の会議又は懇談会等を公開する場合（当日に当該会議に諮り公開又は非公開を決定する場合を含む。）に限る。）

2 担当課等の長は、附属機関の会議又は懇談会等が開催される日の10日前までに、次に掲げる事項を庁内申請システム（電子計算機を利用して当該会議の開催の事前の報告等を行うシステムをいう。）により総務課長に報告するものとする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 担当課等の担当者の氏名

3 総務課長は、前項の規定による報告があったときは、遅滞なく、第1項各号に掲げる事項について市のホームページに掲載するものとする。

（会議を傍聴することができる者の決定方法）

第5条 附属機関の会議及び懇談会等を傍聴することができる者は、先着順により決定するものとする。ただし、傍聴を希望する者の数が傍聴することができる者の数を超えることが明らかなときその他担当課等の長が必要と認めるときは、抽選その他公正な方法によることができる。

（会議を傍聴することができない者）

第6条 条例第7条第2項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 危険な物を持っている者

- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、附属機関の会議又は懇談会等を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 条例第7条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 次に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は附属機関の会議又は懇談会等の妨害となるような行為をしないこと。

ア 附属機関の会議又は懇談会等における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

イ 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

ウ はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

エ 飲食又は喫煙をしないこと。

オ みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

カ 携帯電話による通話をしないこと。

- (2) 写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、附属機関又は懇談会等の長の許可を得たときは、この限りでない。

(会議録の記載事項)

第8条 条例第9条の規定により作成する会議録には、第4条第1項各号（第9号を除く。）に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 附属機関の会議又は懇談会等に出席した者の氏名
- (2) 傍聴人の数（附属機関の会議又は懇談会等を公開した場合に限る。）
- (3) 附属機関の会議又は懇談会等の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、附属機関の会議又は懇談会等において必要と認

められた事項

(会議録の写し等の公表)

第9条 担当課等の長は、会議録の写し等（公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつては会議録及び当該会議の資料をいい、非公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつてはその概要を記録したものをいう。以下同じ。）を当該会議を開催した日からおおむね1月以内に、当該担当課等において閲覧に供するものとする。ただし、次に掲げる場合は、おおむね2月以内とする。

(1) 会議録への署名に相当の期間を要する場合

(2) 前条第3号又は第4号に掲げる事項の記載に相当の期間を要する場合

2 担当課等の長は、会議録の写し等を当該会議を開催した日からおおむね1月以内に、総務課長に送付するものとする。ただし、次に掲げる場合は、おおむね2月以内とする。

(1) 会議録への署名に相当の期間を要する場合

(2) 前条第3号又は第4号に掲げる事項の記載に相当の期間を要する場合

3 総務課長は、前項の規定による会議録の写し等の送付を受けたときは、遅滞なく、市のホームページに掲載するものとする。

(公開状況の公表)

第10条 条例第11条の規定による公表は、年度ごとの附属機関の会議及び懇談会等の開催回数並びに公開した当該会議の開催回数及び傍聴人の数について行うものとする。

2 担当課等の長は、毎年4月15日までに、前年度の附属機関の会議及び懇談会等の公開状況について、会議公開状況報告書（様式第3号）により総務課長に報告するものとする。

3 総務課長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、附属機関の会議及び懇談会等の公開状況について市のホームページに掲載するものとする。

附 則

この規則は、平成30年 2 月 1 日から施行する。

